

一般財団法人 島根県婦人会館 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般財団法人島根県婦人会館と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、女性県民の文化の向上と福祉増進に努め、もって豊かな県土づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 女性の自立支援を目的とする住居の提供事業
- (2) 地域の活性化に資する学習活動に対する助成
- (3) 諸会合への会場貸与
- (4) 不動産賃貸事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財 産

(剰余金の処分制限)

第5条 当法人は、剰余金を分配することはできない。

(残余財産の帰属)

第6条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第3章 評 議 員

(評議員)

第7条 当法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(資格)

第9条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下、「法」という。）第65条第1項に規定する者及び認定法第6条第1号に規定する者は、評議員になることができない。

2 評議員は、当法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第7条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により、退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第11条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に規定する報酬等の基準は、評議員会の決議により別に定める。

第4章 評 議 員 会

(評議員会)

第12条 当法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の各号記載の事項及び法に規定する事項に限り決議すること

ができる。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額、並びに評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 合併契約の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 事業報告及び計算書類の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず評議員会は、あらかじめその評議員会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(招 集)

第 14 条 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は毎事業年度終了後 3 箇月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時、開催する。

3 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

4 評議員会を招集する場合は、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 前号においてその目的が、役員を選任、役員報酬等、事業全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の内容（確定していない場合は、その旨）

(招集通知)

第 15 条 理事長は、評議員会の日前の 1 週間前までに、前条第 4 項各号に掲げる事項を記載した書面又は電磁的方法によりその通知を発しなければならない。但し、評議員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議 長)

第 16 条 評議員会の議長は、評議員会において出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第 17 条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、議決に加わることが

できる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 法第198条で準用する第113条に規定する役員の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部譲渡
- (5) 合併契約の承認

3 前2項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第18条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、評議員全員が提案された議案につき書面及び電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合、手続を第14条第4項の理事会において定めるものとし、第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法第193条の規定に基づき議事録を作成し、議長及び議事録作成者は署名又は記名押印のうえ、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第5章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を理事長とし、法上の代表理事とする。

3 理事のうち、2名以内を法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 監事を選任に関する議案を評議員会に提出する場合、監事の同意を受けなければならない。

(役員資格)

第 22 条 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

2 法第 65 条第 1 項に規定する者及び認定法第 6 条第 1 号に規定する者は、理事又は監事になることができない。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

第 24 条 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

2 理事長に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障により職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき

(理事の職務)

第 26 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、理事会を招集しその議長となるほか、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長に事故があるときは、理事長の業務執行に係る職務について業務執行理事が代行する。

4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第27条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に規定する報酬等の基準は、評議員会の決議により別に定める。

(責任の免除)

第29条 役員（役員であった者も含む。）がその任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法第198条で準用する法第112条の規定により、この責任はすべての評議員の同意がなければ免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該の役員が善意でかつ重大な過失がないと認められるときは、当法人は法第198条で準用する法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理 事 会

(理事会)

第30条 当法人は、理事全員で構成する理事会を設置する。

(権 限)

第31条 理事会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、会日の5日前までに各理事及び監事に対し理事会の目的である事項及び日時並びに場所、その他必要な事項を記載した書面又は電磁的方法により通知を発する。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第33条 理事会の議長は、理事長又は理事会で選任した者とする。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を表示したとき（監事はその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した議長及び出席した監事がこれに署名又は記名押印のうえ、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第7章 会 計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画、予算)

第38条 理事長は、事業年度開始の日の前日までに事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告、決算)

第 39 条 理事長は、事業年度終了後 3 箇月以内に次の書類を作成し、監査報告を添付して、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類について、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定はこの定款の第 3 条、第 4 条及び第 8 条についても適用する。

(解 散)

第 41 条 当法人は、法令で定められた事由により解散する。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 42 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 事 務 局

(事務局の設置)

第 43 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を経て理事長が任免する。
- 4 前項以外の職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 44 条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を常時備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員及び役員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) その他法令で定める帳簿及び書類

第 11 章 補 則

(委 任)

第 45 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 当法人の最初の代表理事は、小林洋子とする。

4 当法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

田儀セツ子

中島郁子

馬場真由美

日高妊子

村上友代

(施行期日)

第 1 条 この定款は、令和元年 6 月 19 日から施行する。